

## お知らせ

### ねりま若者サポートステーション (①家族セミナー「自立に悩む若者とどう向き合うか」②家族懇談会)

▶**対象:**15~49歳の未就労やひきこもりなどの状態にある方の家族・支援者 ▶**日時:**2月13日(土)①午後2時~3時②午後3時~4時30分 ※どちらか一方の参加も可。▶**場所:**男女共同参画センターえーる▶**定員:**30名(先着順)▶**申込:**電話でねりま若者サポートステーション ☎5848-8341(木・日曜、祝日を除く)

### インターネットによる不動産公売

詳しくは、区ホームページをご覧ください。 ※予告なく公売を中止する場合があります。▶**対象物件:**土地付き建物(愛媛県伊予市)▶**申込期間:**2月10日(水)午後1時~24日(水)午後11時▶**入札期間:**3月2日(水)午後1時~9日(水)午後1時▶**問合せ:**債権回収支援係 ☎5984-1291

### 区民交通傷害保険加入者を募集

「区民交通傷害保険」は、加入者が交通事故でけがをした場合に、保険金を支払う制度です。「区民交通傷害保険」の加入者は、自転車運転中の加害事故などについて保険金を支払う「自転車賠償責任プラン」にも申し込みめます。▶**対象:**4月1日(木)現在、区内在住の方▶**保険期間:**4月1日(木)~来年3月31日(木)▶**引受保険会社:**損害保険ジャパン(株)(承認番号 SJ20-08541<令和2年10月20日作

成)▶**申込:**3月31日(木)までに区内金融機関・郵便局にある申込書に保険料を添えて申込先へ ※この案内は、区民交通傷害保険の概要です。保険料・保険内容など詳しくは、お問い合わせいただくか、申込先にあるパンフレットをご覧ください。▶**問合せ:**安全対策係 ☎5984-1309、損害保険ジャパン(株)東京公務開発部 ☎3349-9666

### 弁護士による成年後見制度・遺言・相続などの無料相談会

▶**対象:**高齢者・障害のある方とその家族など▶**日時:**2月27日(土)午前10時~午後3時の間の45分間▶**場所:**石神井庁舎5階▶**定員:**12組(先着順)▶**申込:**電話で権利擁護センターほっとサポートねりまへ▶**問合せ:**ほっとサポートねりま ☎5912-4022 FAX 3994-1224

### 福祉・障害のある方

#### 重度障害者の大学などでの修学を支援します

重度訪問介護利用者を対象に、通学時や大学などでの身体介護を提供します。詳しくは、お問い合わせください。▶**問合せ:**総合福祉事務所障害者支援係【〒176の方…練馬 ☎5984-4609、〒179の方…光が丘 ☎5997-7796、〒177の方…石神井 ☎5393-2816、〒178の方…大泉 ☎5905-5272】

#### 手話講習会 (手話通訳者養成クラス)

区の手話通訳者を目指す方のため

の講習会です。受講に先立ち実技試験を行います。▶**対象:**区内在住・在勤(在学)の19歳以上で、練馬区手話講習会上級クラス修了程度の方 ※過去に2回以上受講した方と他の自治体の登録通訳者は受講できません。▶**日時:**4月13日~来年3月8日の火曜午前9時45分~11時45分【祝日などを除く。42日制】▶**場所:**中村橋区民センターなど▶**定員:**若干名(選考)▶**受講料:**2,400円(障害者手帳をお持ちの方は無料) ※教材費実費。

**(実技試験)**  
▶**日時:**2月28日(日)午前9時50分~午後1時▶**場所:**中村橋区民センター▶**試験内容:**読み取り筆記、テープによる聞き取り表現▶**申込:**往復ハガキまたは電子メールで①講習会名②住所(区外の方は勤務先(学校名)と所在地も)③氏名(ふりがな)④年齢⑤電話番号⑥職業⑦手話の学習場所・年数⑧このクラスの受講経験の有無(有の場合は受講年度も)⑨聴覚障害者に関するボランティアなどの活動経験⑩簡潔な志望動機を、2月10日(必着)までに〒176-0021貫井1-9-1 中村橋福祉ケアセンターへ ◎**問合せ:**中村橋福祉ケアセンター ☎3926-7211 FAX 3970-5676 [Eメール sinshocenter01@city.nerima.tokyo.jp](mailto:sinshocenter01@city.nerima.tokyo.jp)

### 住まい・まちづくり

#### 都営住宅の入居者を募集 (都公募分・地元割当分)

申し込み資格など詳しくは、申込書と一緒に配布する募集案内をご覧ください。 ※都公募分と地元割当

分は、それぞれの申し込み資格を満たせば、両方に申し込みめます。 ※地元割当分は、単身者向け3戸、2人世帯向け2戸(いずれも申込者は65歳以上の方)。▶**申込書・募集案内の配布期間:**2月9日(水)まで▶**配布場所:**区民事務所(練馬を除く)、図書館(南大泉図書館分室を除く)、区役所庁舎案内(本庁舎1・2階)、住宅課(同13階)▶**問合せ:**都公募分…東京都住宅供給公社 ☎3498-8894、地元割当分…住宅課住宅係 ☎5984-1619

### 上石神井二丁目農業公園の都市計画案がご覧になれます

意見のある方は、意見書を提出できます。▶**縦覧・意見書提出の期間:**2月15日(月)まで▶**縦覧・意見書提出の場所:**都市計画課(区役所本庁舎16階) ※区ホームページでもご覧になれます。▶**問合せ:**みどり推進課計画係 ☎5984-1659

### ボランティア

#### ジュニアリーダー養成講習会

小学5年~中学生が対象です。講習会では、野外活動などを通してグループ活動の楽しさやルール、レクリエーション活動の技術や知識などを学びます。運営・指導は練馬区青少年委員会とジュニアリーダー養成講習会修了者が行います。▶**申込:**区立小中学校で配布する募集案内や区ホームページをご覧ください。2月16日(消印有効)までに申し込んでください ※区立小中学校以外の方は、お問い合わせください。▶**問合せ:**青少年係 ☎5984-4691

## 飲食店応援企画 ~おうちで楽しむ!ねりまごはん特集



新型コロナウイルス感染症の拡大により、大きな影響を受けている区内の飲食店を支援するため、テイクアウト(持ち帰り)やデリバリー(出前)を行う区内の飲食店を、ねりま観光センターホーム

ページで紹介しています。ぜひ、ご利用ください。

▶**問合せ:**まつり係 ☎5984-2389

#### 区内飲食店事業者の皆さまへ

登録店舗を募集しています。申し込み方法など詳しくは、同ホームページをご覧ください。



二次元バーコード

ねりま観光センターホームページ(<https://www.nerimakanko.jp/>)

## 固定資産税・都市計画税 第4期分の納期限は3/1日

新型コロナウイルス感染症の影響で固定資産税・都市計画税の納付が困難なときは、猶予できる場合があります。詳しくは、東京都主税局ホームページ(<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/>)をご覧ください。

▶**問合せ:**練馬都税事務所 ☎3993-2261

## 国民健康保険料の正しい算定のために税金の申告を

国民健康保険料は、特別区民税・都民税(住民税)の申告内容に基づき算定します。昨年中に所得がなかった方や、所得が一定以下の方も含め、世帯全員分の申告が必要です。▶**問合せ:**こくほ資格係 ☎5984-4554

## 退職前に考えましょう 退職後の健康保険

職場の健康保険に加入していた方が退職して、家族が加入する健康保険などの扶養にならない場合、健康保険の加入方法は、主に次の2つです。月々の保険料が異なるので、退職前に調べた上で、どちらに加入するか考えましょう。

### 1 国民健康保険に加入する

14日以内に届け出が必要です。届け出が遅れた場合でも、保険料は職場の健康保険をやめた日までさかのぼってお支払いいただきます。

▶**必要書類:**①健康保険の資格喪失証明書②届け出人の本人確認書類(マイナンバーカードや運転免許証など)③世帯主と加入する方のマイナンバーが確認できる書類 ※代理人が届け出をする場合は、委任状も必要です。

▶**受付窓口:**国保年金課こくほ資格係(区役所本庁舎3階)、こくほ石神井係(石神井庁舎2階)、区民事務所(練馬・石神井を除く)

### 2 職場の健康保険を任意継続する

職場の健康保険に一定期間加入していた場合は、退職後20日以内に健康保険組合などで手続きをすれば、その保険を継続できます(原則2年間。退職後2年以内に75歳になる場合はその前日まで)。 ※職場の健康保険でも、国民健康保険組合の場合は、任意継続制度はありません。

区分	保険料(介護分保険料を含む) ※令和2年度現在。	
	計算の仕方	月平均最高限度額
1 国民健康保険に加入	前年の所得から算定	8万2500円 (年99万円/世帯)
2 職場の健康保険を任意継続	退職時の標準報酬月額(給与月額)から算定(在職中の約2倍)	○協会けんぽ…3万4980円 ○健康保険組合…健康保険組合により異なる

**問合せ** 国民健康保険…こくほ資格係 ☎5984-4554  
協会けんぽ…全国健康保険協会東京支部 ☎6853-6111  
健康保険組合…これまで加入していた健康保険組合